

正しく備えて安心！ 住宅用火災警報器



ご自宅に住宅用火災警報器を設置していますか。設置したままの人も多いのでは。暮らしの安全を守る住宅用火災警報器の備えを紹介します。

【消防局予防課☎222-0970(FAX)227-4119】

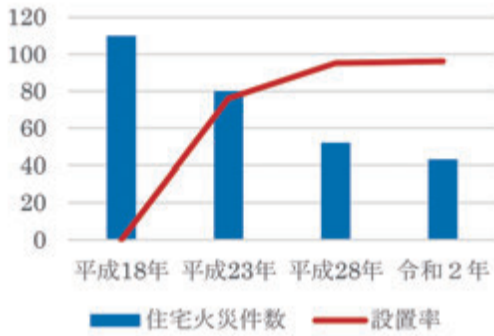


◆火災を知らせる心強い味方

住宅火災による死者の約半数は逃げ遅れで、就寝中に発生した火災によるものがほとんどです。住宅用火災警報器は煙を感じし、警報音で火災の発生を知らせてくれるので、逃げ遅れの防止に大きな効果があります。

本市では平成18年に条例で、新築住宅への警報器の設置を義務付けています。平成23年には既存住宅も対象となり、現在全ての住宅の寝室や階段などへの設置が義務付けられています。

◆火災予防に効果があります



警報器の設置率は年々増加しており、令和2年には96.2%。これに伴って住宅火災件数は減少しており、警報器の設置が火災の予防につながっていることが分かります。

◆連動型の警報器がお勧め

警報器には、単独型と連動型があります。単独型は煙を感じた警報器だけが音を発しますが、連動型は連動設定している警報器全てが音を発するため、火災の初期段階で気づきやすくなります。



◆正しく設置して火災から命を守りましょう

条例で全ての住宅に警報器の設置が義務付けられてから、6月で10年を迎えます。交換の目安は設置から10年のため、多くの家庭の警報器が交換時期を迎えることが見込まれます。火災から自分と家族の命を守るため、点検や必要な交換をしましょう。

Q 10年たった警報器はどうなるの？

設置から10年たつと、電池の寿命や内部部品の劣化で、正常に作動しなくなる恐れがあります。電池の寿命が近づくと、急に音声か鳴ったり、光が点滅したりするので、新しい警報器に交換しましょう。



Q 交換するときはどうしたらいいの？

家電量販店などで警報器を購入し、本体を丸ごと交換する必要があります。自分での交換が難しい人は、地域の人や親族などに交換してもらいましょう。



Q 日頃の点検方法はどれくらいいいの？

警報器本体の裏面に、製造年月が記載されています。新しい警報器を取り付ける前に、本体の側面などに設置日や次回交換日を記入しておき、確認するようにしましょう。



ボタンを押す または ひもを引く

Q もし作動したらどうしたらいいの？

火元を確認し、初期消火できるか判断します。身長を超えるか天井に届くほど火の手が上がっていれば、避難しましょう。初期消火の方法は市HPをご覧ください。



市ホームページ

警報器の設置により、火災にならずに済んだり、ぼやで済んだケースが、市内でこれまで140件以上あります。まだ設置していない人や、交換時期を迎えた人は、自分や家族を守るため、住宅用火災警報器を正しく設置しましょう。



消防局予防課 猪俣 主査